

## ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（第1回）

### 議事要旨

#### 1 日時

平成27年9月8日（火）13:30～15:30

#### 2 場所

最高裁判所中会議室

#### 3 出席者

〔委員〕

石田法子，井上英夫（座長），大塚浩之，川出敏裕，小西秀宣（敬称略）

〔ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会〕

中村愼総務局長（委員長）

〔庶務〕

大須賀寛之総務局第一課長，南宏幸総務局付，古川洋一課長補佐

#### 4 議題

(1) 座長の互選

(2) ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）の開催・運営に必要な事項について

(3) 調査の経緯等に関するハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の説明

(4) 意見を述べる事項について

(5) 次回委員会の際に議論する事項について

(6) 次回の日程

## 5 議事

### (1) 事務総長の挨拶

冒頭、戸倉三郎事務総長より、別紙のと通りの挨拶がされた。

### (2) 座長の互選

委員の互選により、井上委員が座長に選出され、井上座長から就任挨拶がされた。

### (3) 委員会の開催・運営に必要な事項について

座長と調査委員会委員長の協議の結果、議事の概要を簡潔にまとめた議事要旨を作成することとされ、その旨、調査委員会委員長より、委員に対して説明がなされた。なお、委員からは、議事要旨は中身が分かるようなものにすべきである、有識者委員会のホームページは分かりやすい場所に設けるべきである、といった意見が出された。

### (4) 調査の経緯等に関する調査委員会の説明

調査委員会委員長から、以下の点につき、説明があった。

- 調査に至る経緯（平成25年11月6日付け要請書の提出を契機として予備的調査を行った後、平成26年5月19日に調査委員会を設置し、調査を進めたこと）
- 開廷場所指定の制度の概要（裁判所法69条1項及び2項の説明）
- 調査委員会による調査の概要
  - ・ 最高裁判所が、裁判所法69条2項に基づき、司法行政事務として行った「ハンセン病を理由とする開廷場所の指定」の適法性及び相当性を調査対象事項としていること
  - ・ 調査の経過（最高裁判所及び下級裁判所において関係資料の探索を行ったこと、検察庁、厚生労働省から関係資料の送付を受けたこと、関係者等に対する

ヒアリング・意見聴取や現地調査を行ったこと)

- ・ 調査の結果判明した開廷場所の指定上申及び処理の状況（昭和23年1月30日から平成2年12月13日までの間に、開廷場所の指定を求める下級裁からの上申は180件あり、うち113件が認可されたこと（認可率63パーセント）。そのうち、ハンセン病を理由とする上申は、昭和23年から昭和47年までの間に96件あり、うち95件が認可、1件が撤回で、却下事例がなかったこと（認可率99パーセント）。これに対し、ハンセン病以外の病気及び老衰を理由とする上申は、昭和23年から平成2年までの間に61件あり、うち9件が認可、27件が却下、25件が撤回であったこと（認可率15パーセント）。）並びに開廷場所指定の上申に関する手続

(5) 意見を述べる事項について

有識者委員会として、現時点において、以下の事項について順次議論し、意見を述べることとした上、ハンセン病療養所等を訪問し、関係者に対する意見聴取をすることについて、座長と事務局においてその方法を検討することとなった。

事項1 調査委員会による調査の相当性

事項2 開廷場所指定の過程、選定された開廷場所に関する事実関係についての  
認定の相当性

事項3 開廷場所の指定の手続過程の適法性・相当性に関する評価の相当性

事項4 開廷の必要性の判断自体の適法性・相当性に関する評価の相当性

事項5 開廷場所の選定の適法性・相当性に関する評価の相当性

事項6 調査結果を踏まえて最高裁に望むことなど報告書案作成に向けての意見

(6) 次回委員会の際に議論する事項について

次回委員会においては、上記(5)の事項1及び2につき、議論することとなった。

(7) 次回の日程

第2回委員会 平成27年11月6日(金)午後1時30分

第3回委員会 平成27年12月14日(月)午後1時30分

以上

(別紙)

ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この度、有識者委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、最高裁判所事務総局では、昨年5月に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会」を設置し、過去に最高裁判所が行ったハンセン病を理由とする開廷場所の指定という司法行政上の措置について、その実態や問題点についての調査を行っているところですが、調査委員会が行っている調査について、広く有識者の皆様のご意見をお聞きするため、本年7月2日付けで、この有識者委員会を開催することを決定いたしました。

調査委員会では、これまで、療養所入所者の方々など多くの方のご協力をいただき、ヒアリング調査や現地調査を行ってまいりました。また、法務省、厚生労働省等の関係機関からも資料の提供をいただき、分析を進めてまいりました。しかし、最後の指定からも既に40年以上が経過しているなかで、資料収集等に不十分な点もあろうかと思われれます。

私どもとしては、調査委員会の行っている調査について、委員の皆様から、忌憚のないご意見をお聞かせいただき、これを踏まえた調査・検討を尽くした上で、今後、調査委員会において作成する報告書に、有識者委員会の御意見を盛り込み、最高裁判所事務総局として客観性の高い最終検証結果の公表を行いたいと考えております。

委員の皆様には、大変ご多忙の中、ご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。